



(題字 時澤 貢 学長)

号外

…大学改革の一層の推進のために…

- ◇ 卷頭言
- ◇ 富山大学の理念
- ◇ 大学改革推進委員会答申
- ◇ 廃液等問題検討委員会報告
- ◇ 学長補佐の就任

平成11年5月

目 次

□巻頭言

富山大学の理念の決定並びに大学改革推進委員会答申及び廃液等問題検討委員会報告を受けて 3

□富山大学の理念 4

□大学改革推進委員会答申

はじめに 6

I 富山大学の円滑な組織運営の方策について 6

1 評議会の運営について 6

2 部局長会議の設置, 運営について 6

3 全学委員会の整理統合について 7

具体的な組織, 審議事項等 8

II 富山大学の教員人事の活性化の方策について 14

1 教員組織の在り方について 14

2 教員選考の在り方について 14

III 富山大学の情報公開の推進の方策について 16

1 富山大学の情報公開の基本的考え方 16

2 より開かれた大学になるための情報公開の推進 16

3 開示及び不開示情報の識別の「基準と範囲」 16

4 情報開示請求に対する具体的方策に関する検討 17

[参 考] 18

□廃液等問題検討委員会報告

廃液等による環境汚染防止対策について 23

1 不適切な廃液等処理の防止について 24

2 有害化学物質の排水への流出防止について 24

3 環境保全及び安全管理に係る全学委員会組織の設置 26

□学長補佐の就任

学長補佐に能登谷久公学生部長並びに小澤 浩人文学部教授が就任 28

巻 頭 言

富山大学の理念の決定並びに大学改革推進委員会答申 及び廃液等問題検討委員会報告を受けて

富山大学の理念が、将来計画委員会における慎重な検討を経て平成11年3月19日開催の評議会において決定されました。基本理念として、「生命を尊重する共生の精神」、「社会と共栄する学術研究の推進」、「豊かな人間性と創造性を培う教育」、「地域社会や国際社会への貢献」及び「たゆまざる自己啓発・自己改革」の5本の柱を掲げ、今後の本学の進むべき方向を指し示しております。

また、平成11年3月18日大学改革推進委員会から「Ⅰ 富山大学の円滑な組織運営の方策について」、「Ⅱ 富山大学の教員人事の活性化の方策について」及び「Ⅲ 富山大学の情報公開の推進の方策について」として答申を受けました。本答申は、今後の富山大学の改革を推進するための重要な提言であります。

さらに、平成11年3月19日には、廃液等問題検討委員会から「廃液等による環境汚染防止対策について」として報告を受けました。本報告は、地域に開かれた大学として環境に配慮した学園づくりを目指すための重要な提言であります。

上記の答申及び報告については、評議会、教授会、関係委員会等で集中的に審議し、全学的な合意のうえで可能な限り具体化したいと考えております。

大学を取り巻く環境は日々厳しさを増しております。大学が、創造的な研究と有為な人材の育成、地域社会や国際社会への貢献を通じて社会的責任を果たし、豊かな未来を切り開いていくためには、自己啓発・自己改革が不可欠であります。

ここに、全学の教職員にできるだけ早く理解をいただくため、学報の号外として発行するものです。

最後に、常にもまして多忙な中、本学の理念、答申、又報告をとりまとめていただいた各委員会の委員長をはじめ委員の皆様には深く謝意を表します。

平成11年4月

富山大学長 時 澤 貢

富山大学の理念

平成11年3月19日

評議会決定

科学技術、産業のめざましい発展によって人類は自然を改変し利用する巨大な力を獲得し、経済的繁栄と福祉の増進をもたらす高度の物質文明を築き上げてきた。しかし他方で人類は、地球環境の悪化や資源の枯渇、国際的な対立、核の脅威、生命倫理のゆらぎなど、その生存すら危うくしかねない大きな問題の前に立たされている。これらの問題は人類の英知を結集することによってのみ解決が可能であり、このような意味での新しい知恵を創造し、社会の繁栄に貢献することが、学術の中心としての大学に求められている。

富山大学は、大学の使命に対するこのような認識に基づいて研究と教育を統一的なものとして捉え、「生命を尊重する共生の精神」を基本に置いた研究と教育を目指している。研究においては、研究者の自主性・自律性を重んじながらも、その社会的責任の自覚のもとに未来を切り拓き、「社会と共栄する学術研究の推進」に努め、教育においては、自己の確立と人権の尊重、将来を担う人間としての社会的責任の自覚を促しながら、「豊かな人間性と創造性を培う教育」を展開し、それによって、文化の進展と福祉の向上に貢献する有為な人材を育成することを目標とする。

本学の教育目標は、4年一貫教育の中で教養教育と専門教育とを大学教育の両輪として位置づけ、両者のバランスのとれた連携を図ることによって達成できるものである。教養教育においては、社会の国際化、情報化に対応して外国語を含む言語能力や情報活用能力を養うだけでなく、広く学問の諸分野とその現代的意義などについて学ばせることによって、学問や社会において自分の専門や行動を正しく位置づけることのできる広い視野・知識と健全な批判精神、総合的判断力などを養成することを目指している。更に、社会環境の変化を視野に入れた各学部の専門教育を行うことによって、自ら進んで課題を探究し、広い視野と豊かな知識・高い技能に基づいてその解決策を講ずることのできる人材の育成を目指している。

このような人材の育成は、大学院においてはより高度のレベルで求められている。修士課程および博士前期課程では、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野

における研究能力、高度の専門性を要する職業に必要な知識や技能を養うことを目的とし、博士後期課程では、研究者として自立して研究活動を行い、高度に専門的な業務に従事するのに必要な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としている。これらの目的を達成するため、学問の学際化・総合化に対応して教育研究の多様化・高度化の推進に努める。

また本学は「地域社会や国際社会への貢献」をも大学の重要な責務として捉え、地域社会における知的活動の中心として、地域との連携協力を推進し、地域の生活、経済、文化の振興への大きな貢献を行うとともに、グローバル化の進展に対応して大学の国際化を進め、環日本海地域との連携を深める。さらに、アジア・欧米諸国などとの学術・文化交流を推進する。

このように本学は、創造的な研究と有為な人材の育成、地域社会や国際社会への貢献を通じて大学の社会的責任を果たすものであり、そのため教育研究などの公開性を高めながら「たゆまざる自己啓発・自己改革」に努めるものである。

富山大学の基本理念 - 5つの柱 -

1. 生命を尊重する共生の精神
2. 社会と共栄する学術研究の推進
3. 豊かな人間性と創造性を培う教育
4. 地域社会や国際社会への貢献
5. たゆまざる自己啓発・自己改革

- I 富山大学の円滑な組織運営の方策について
- II 富山大学の教員人事の活性化の方策について
- III 富山大学の情報公開の推進の方策について

(答 申)

平成11年 3 月18日

富山大学大学改革推進委員会

富山大学大学改革推進委員会（答申）

- 富山大学の円滑な組織運営の方策について—
- 富山大学の教員人事の活性化の方策について—
- 富山大学の情報公開の推進の方策について—

はじめに

平成10年7月30日に発足した富山大学大学改革推進委員会（以下改革推進委員会）は、10月2日開催の第1回改革推進委員会において、学長から、(1) 富山大学の円滑な組織運営の方策について、(2) 富山大学の教員人事の活性化の方策について、(3) 富山大学の情報公開の推進の方策について、の3つの事項について諮問を受けた。

いずれも現在進められている大学改革の流れの中で根幹をなす事項である。この諮問を受け第2回改革推進委員会において、「管理運営専門委員会」、「教員人事専門委員会」、「情報公開専門委員会」の3つの専門委員会を設置し、それぞれの事項について検討し、素案をまとめることとなった。

管理運営専門委員会においては、評議会、部局長懇談会、各種委員会等の過去3カ年の開催状況・審議事項等の調査結果を踏まえ、学長、学部長、評議会及び部局長懇談会それぞれの役割、権限等の機能分担の明確化、並びに全学委員会の整理・統合を中心に審議を重ねた。

教員人事専門委員会においては、各学部に教員人事選考資料の提出を依頼するとともに、各学部及びセンターに任期制の検討状況の報告を要請し、これら資料及び報告を踏まえ、教員組織の在り方及び教員選考の在り方について審議を重ねた。

情報公開専門委員会においては、大学の教育研究活動を積極的に公開することが社会から要求され、しかも、行政機関の保有する情報の公開に関する法律が施行されることを踏まえ、富山大学における行政文書の開示・不開示情報の基準作りを中心に審議を重ねた。

各専門委員会での検討期間は6カ月という短期間ではあったが、専門委員会を頻繁に開催し、綿密に検討した上で提言の素案が作成された。この間、各学部での素案

に対する意見聴取を行い、さらに改革推進委員会で慎重に審議した結果、ここに答申することとなった。いずれも富山大学の改革を推進するための重要な提言となっており、早急に具体化されることを期待する。

I 富山大学の円滑な組織運営の方策について

1 評議会の運営について

評議会の活性化を図り、評議員の役割を明確化し、評議会が大学運営の重要事項について実質的な審議を行う体制を作ることを目指す。このため、審議事項の精選を行うと共に、新しく部局長会議を設置し、評議会で審議する必要がある重要な事項を除き審議を委任する。併せて、報告事項についても精選を行う。さらに、統合化される全学委員会のいずれにも評議員の参加を義務付ける。

これによって、将来計画等大学改革に関する事項、自己点検・評価結果の改革実施事項等の実効ある審議が可能となる。

なお、本答申においては、学長補佐体制の整備を前提とする。

(1) 評議会審議事項

- ① 評議会規則第8条第1項及び第2項に定める事項
- ② 部局長会議に委任する事項
- ③ 将来計画等大学改革に関する事項（評議会規則第8条第1項第8号）
- ④ 教育・研究活動、管理運営等の現状についての自己点検・評価に関する付託事項（評議会規則第8条第1項第8号）

(2) 評議会報告事項（評議会決定事項）

- ① 学生の収容定員に関する事項
- ② 学生の厚生補導及びその身分に関する事項
- ③ その他本学の運営に関する重要事項

2 部局長会議の設置、運営について

現在の部局長懇談会を廃止し、審議権を有する部局長会議を設置する。部局長会議は、評議会が全学的見地からの重要事項の審議に、より専念できるように、現在の部局長懇談会が担っている学内各部局間の連絡調整機能を積極的に引き継ぎ、部局長懇談会の取扱事項及び評議会から委任された事項を審議する。また、評議会から委任された全学委員会等からの報告を受け、これにより、これまでの部局長懇談会と評議会との重複を避けることができる。また、審議機関となることにより、審議事項は教授会での報告が義務付けられ、透明性が確保される。

なお、構成員の事務局長の取扱いについては、正式の構成メンバーとする意見とオブザーバーとする意見に分かれたため、A案、B案を併記することとした。

(1) 構成員

A案

- ① 学長
- ② 学部長
- ③ 附属図書館長
- ④ 学生部長
- ⑤ 事務局長
- ⑥ 学長補佐(オブザーバー)

B案

- ① 学長
- ② 学部長
- ③ 附属図書館長
- ④ 学生部長
- ⑤ 事務局長(オブザーバー)
- ⑥ 学長補佐(オブザーバー)

(2) 職務

- ① 学内各部局間の連絡調整
- ② 評議会から委任された事項の審議
- ③ 全学委員会等からの報告
- ④ 教授会への報告

3 全学委員会の整理統合について

以下の基本方針に基づいて全学委員会の整理統合を図ることとする。

- (1) 教職員の委員会業務への参加に伴う負担軽減を図るため、できるだけ委員会の数を減らす。
- (2) 合理的・能率的な審議を図るため、縦割り型の委員会のうち、相互に関連する委員会の整理統合を行う。
- (3) 審議の簡素化を図るため、審議は可能な限り全学委員会(親委員会)で行うこととする。専門委員会・部会の設置は最小限にする。
- (4) 全学委員会に専門委員会・部会を設置する場合には、できるだけ重複する審議はさけるものとする。

- (5) 評議員は、いずれかの委員会の構成員となる。
- (6) 全学委員会の委員資格にはできるだけ制限を設けないこととし、学部の自主的判断による適材適所の配置を目指す。
- (7) 富山大学学部学生生活委員会規則等、学部委員会規則を定めた規則の見直しを行う。

委員会での検討の結果、

- (1) 教務委員会と教養教育委員会を統合して大学教育委員会とし、さらに入試委員会の責務のうち実施に係わる事項を除いた検討事項もこの委員会に移行する。
- (2) 現行の諮問委員会を廃止し、常設委員会とするか又は常設委員会にその機能を移す。特に将来計画委員会などが担ってきた全学的重要課題は今後評議会にて審議する。
- (3) 新委員会として、広報委員会、倫理・人権委員会等を設置する。

などの改正を行い、別表「全学委員会の整理統合」のような結果を得た。これにより、現行の36委員会は15委員会へと整理統合されることになる。統合された委員会は広範な課題を取り扱うこととなるため、専門的知識を有する委員やオブザーバー等の委嘱等柔軟な運用が望まれる。

これら委員会のうち、大学院委員会と大学教育委員会は学長が委員長又は議長を務め、倫理・人権委員会及び事務関連の委員会を除く残りの委員会の委員長又は議長を二人の学長補佐がその任務に応じて分け合って担当することとする。

特に、大学教育委員会については、以下のとおりとする。

(1) 大学教育委員会

教務委員会及び教養教育委員会を廃止し、入学試験委員会の審議内容のうち、入試の基本方針に係る事項を含め、教育に関する事項を統一的に扱う本委員会を置く。

現存の教養教育委員会はこれまで、新教育体制に移行して5年間責務を果たして来ている。しかし、理念も含めた根本的な見直しが自己点検評価委員会から指摘されており、4年一貫教育の立場から全学的に支持される体制への再構築が望まれる。

従って、現段階では教養教育委員会の体制は維持し、教養教育部門として本委員会に置き、機能させ

ることはやむを得ないが、改革が実行された時点で、より適正な形となることを期待する。

構成員

- ア 学長（委員長）
- イ 教養教育部門長（学長補佐(A)）
- ウ 各学部長
- エ 各学部の教務委員長
- オ 教養教育部門専門委員長

審議事項

（教育、教務に関すること）

- ア 全学に共通する教育に関する事項
- イ 教務に関し、学部間の連絡調整に関する事項
- ウ 学年暦に関する事項
- エ 非常勤講師の調整に関する事項
- オ 教職に関する専門科目の履修（教育学部学生に係るものは除く。）に関する事項

（教養教育に関すること）

- カ 教養教育に係る将来計画に関する事項
- キ 教養教育に係る諸規則の制定・改廃に関する事項
- ク 教養教育に係る予算に関する基本事項
- ケ 教養教育に係る施設・設備に関する事項
- コ 教養教育を実施するための教員構成に関する事項
- サ その他教養教育に係る管理運営に関する事項

（入試に関すること）

- シ 入学者選抜の基本方針に関する事項

（自己点検評価に関すること）

- ス 教育に係る自己点検・評価に関する事項

(2) 「教養教育部門」

従来の3専門委員会体制を2専門委員会体制に改める。例えば、「管理運営専門委員会」、「企画専門委員会」を「管理・企画専門委員会」に統合し、「実施専門委員会」は残すことが考えられる。これに基づいて構成員を想定すると以下ようになる。

構成員

- ア 部門長（学長補佐(A)）
- イ 管理・企画専門委員長
- ウ 実施専門委員長
- エ 各部長
- オ 各学部の教務委員長

カ 各部会から1名の教員

キ 事務局長

審議事項

- ア 教養教育の立案・実施に関する事項
- イ 教養教育に係る当該年度の予算に関する事項
- ウ 教養教育に係る自己点検・評価に関する事項

以上は、評議会、部局長会議、委員会の統廃合について改革の目的とする考え方について述べたが、諮問事項にある学長の役割に関しては、大学改革の激動期を迎え、強いリーダーシップの発揮が求められている。これを実現するには評議会の運営の改革、部局長会議の新設、全学委員会の統廃合により、学内機関の活性化を図り、学長とこれらの機関との関係の明確化を行う。さらに、学長補佐体制を活用し、全学委員会の委員長を補佐体制として分担することにより、学長として全学的重要課題に専念できるものとする。

また、全学への学長の意志の速やかな伝達ならびに意見の聴取が、広報の機能を利用することにより、可能となる。この様に、リーダーシップを発揮するには、情報の流れをすっきりさせ、迅速さと明確化を達成することは不可欠と考える。

諮問事項にある学部長と学部教授会の関係、学部教授会の役割に関しては、学部教授会自身の手で抜本的な改革を望む。学部教授会の改革に期待される重要な事項の一つには、学部間の調整を要するような全学的問題への迅速な決断への対応がある。情報開示の観点から、大学の外部から見て十分納得のできる改革であることが必須条件である。

具体的な組織 審議事項等

1 評議会の運営について

(1) 評議会審議事項

- ① 評議会規則第8条第1項及び第2項に定める事項

ア 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項（第1項第1号）

・但し、通達等に基づく事務的な改正手続きに

については、学長決裁により施行

(昭和51年度第1回評議会決定事項)

- イ 予算概算の方針に関する事項(々第2号)
- ウ 学部、学科その他重要な施設の設置廃止に関する事項(々第3号)
- エ 人事の基準に関する事項(々第4号)
- オ 学生の収容定員に関する事項(々第5号)
- カ 学生の厚生補導及びその身分に関する事項(々第6号)
- キ 学部その他機関の連絡調整に関する事項(々第7号)
- ク その他本学の運営に関する重要事項(々第8号)
- ケ 教育公務員特例法の規定によりその権限に属せしめられた事項(第2項)

② 部局長会議に委任する事項

- ・委任する具体的な審議事項は、別に規則又は申合せを定めて明確化する。
- ③ 将来計画等大学改革に関する事項(評議会規則第8条第1項第8号)
- ④ 教育・研究活動、管理運営等の現状についての自己点検・評価に関する付託事項(々第8号)

(2) 評議会報告事項(評議会決定事項)

① 学生の収容定員に関する事項

(学部)

- ・入学試験合格判定
- ・編入学入学試験合格判定
- ・転入学・再入学
- ・各選抜別の合格状況
- ・志願状況、受験状況、入学手続き状況
- ・確定入学者数

(大学院)

- ・合格者の判定
- ・志願状況、受験状況、入学手続き状況
- ・確定入学者数

② 学生の厚生補導及びその身分に関する事項

- ・転学部・転学科・転課程
- ・学部学生卒業者の認定
- ・大学院に係る修了者の認定

③ その他本学の運営に関する重要事項

- ・教員人事異動通知

2 部局長会議の設置、運営について

(1) 構成員

A案

- ① 学長
- ② 学部長
- ③ 附属図書館長
- ④ 学生部長
- ⑤ 事務局長
- ⑥ 学長補佐(オブザーバー)

B案

- ① 学長
- ② 学部長
- ③ 附属図書館長
- ④ 学生部長
- ⑤ 事務局長(オブザーバー)
- ⑥ 学長補佐(オブザーバー)

(2) 職務

- ① 学内各部局間の連絡調整
- ② 評議会から委任された事項の審議

[具体的事項例]

ア 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項

- ・教授会、又は、大学院委員会の審議を経た規則の改正。ただし、他学部等に影響を及ぼす内容のものを除く。

(学部規則、研究科規則のうち、授業科目の名称の変更、授業科目の単位数(時間数)・配当年次・学年・学期・毎週時間数の変更、授業科目の必修又は選択の変更、授業科目の追加又は削除(学科、研究科の設置又は改廃に伴うものを除く。)等の学部、研究科の教育課程の改正

イ 学生の厚生補導及びその身分に関する事項

- ・学生の除籍中、学則第47条第1号、第2号、第3号に係る除籍
- ・学生の懲戒中、カンニング行為による停学処分
- ・大学祭に伴う休業日

ウ その他本学の運営に関する重要事項

- ・名誉教授称号授与

(部局長懇談会の審議事項)

- ・海外研究開発動向調査に係る派遣候補者の推薦
- ・文部省在外研究員候補者の推薦基準
- ・教育職俸給表(一)職務の5級及び4級の職員に対する期末手当及び勤勉手当の役職段階別加算に係る推薦要領の改正

③ 全学委員会等からの報告

[具体的事項例]

(現在は、評議会報告事項)

・大学院に係る学生募集要項

④ 教授会への報告

審議事項は、その結果を教授会に報告する。

エ 各部長

オ 各学部の教務委員長

カ 各部会から1名の教員

キ 事務局長

② 審議事項

ア 教養教育の立案・実施に関する事項

イ 教養教育に係る当該年度の予算に関する事項

ウ 教養教育に係る自己点検・評価に関する事項

3 大学教育委員会について

(1) 大学教育委員会

① 構成員

ア 学長(委員長)

イ 教養教育部門長(学長補佐(A))

ウ 各学部長

エ 各学部の教務委員長

オ 教養教育部門専門委員長

② 審議事項

(教育, 教務に関すること)

ア 全学に共通する教育に関する事項

イ 教務に関し, 学部間の連絡調整に関する事項

ウ 学年暦に関する事項

エ 非常勤講師の調整に関する事項

オ 教職に関する専門科目の履修(教育学部学生に係るものは除く。)に関する事項

(教養教育に関すること)

カ 教養教育に係る将来計画に関する事項

キ 教養教育に係る諸規則の制定・改廃に関する事項

ク 教養教育に係る予算に関する基本事項

ケ 教養教育に係る施設・設備に関する事項

コ 教養教育を実施するための教員構成に関する事項

サ その他教養教育に係る管理運営に関する事項

(入試に関すること)

シ 入学者選抜の基本方針に関する事項

(自己点検評価に関すること)

ス 教育に係る自己点検・評価に関する事項

(2) 「教養教育部門」

従来の3専門委員会体制を2専門委員会体制に改める。例えば、「管理運営専門委員会」, 「企画専門委員会」を「管理・企画専門委員会」に統合し, 「実施専門委員会」は残すことが考えられる。これに基づいて構成員を想定すると以下ようになる。

① 構成員

ア 部門長(学長補佐(A))

イ 管理・企画専門委員長

ウ 実施専門委員長

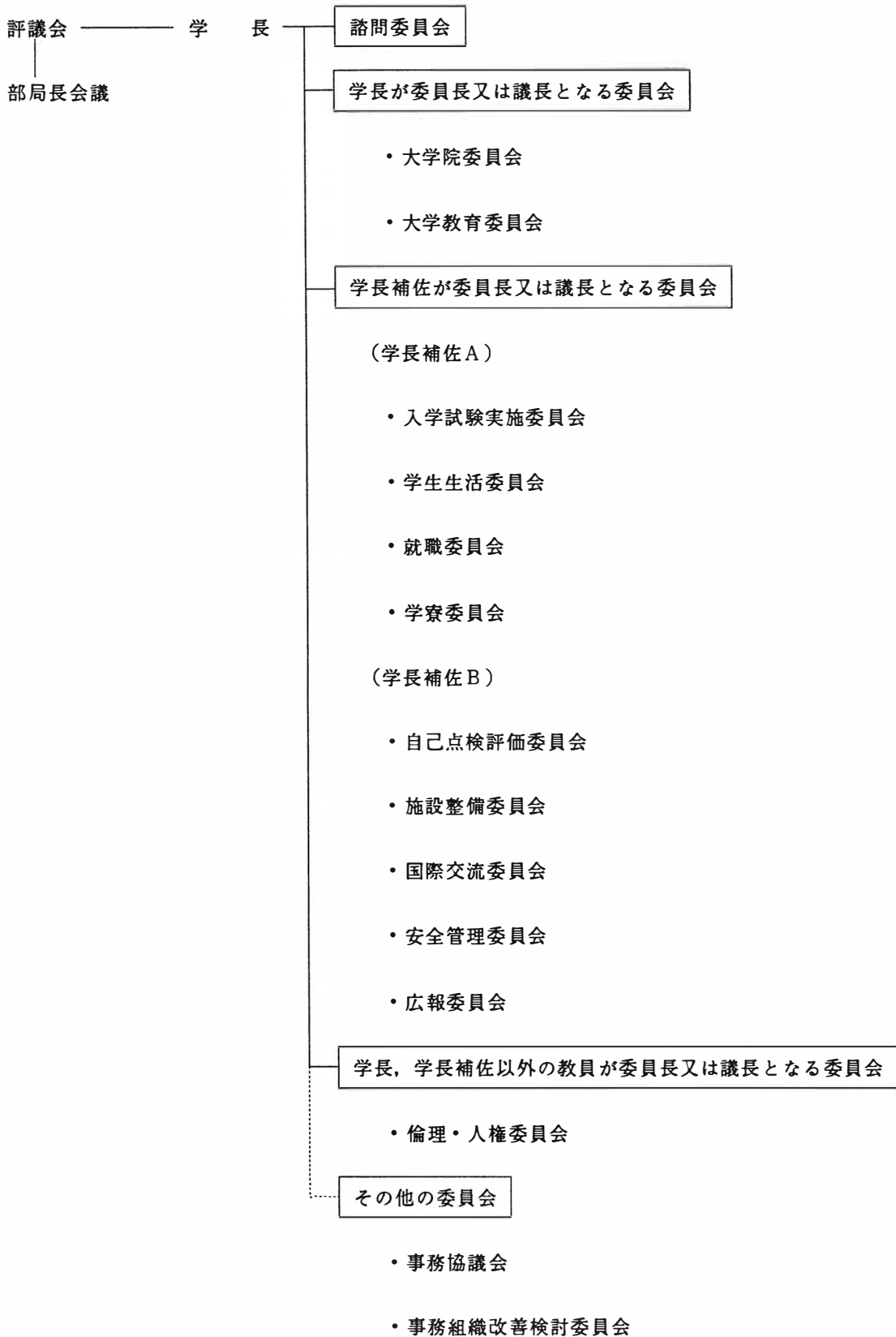
全学委員会の整理統合

(別表)

(1) 全学委員会の新旧対照表

現 行	改 正 後
委 員 会	委 員 会
諮問委員会	大学改革推進委員会 ——— 任務終了後、廃止（評議会の審議事項）
	施設整備委員会 ——— 施設整備委員会
	構内交通対策委員会
	組換えDNA実験安全委員会
	発 明 委 員 会
	事 故 調 査 会
	セクシャル・ハラスメント等対応検討委員会
	廃液等問題検討委員会
学長が委員長又は議長となる委員会	将来計画委員会 ——— 任務終了後、廃止（評議会の審議事項）
	自己点検評価委員会 ——— 自己点検評価委員会
	国際交流委員会 ——— 国際交流委員会
	大学院委員会 ——— 大学院委員会
	教 務 委 員 会 ——— 大学教育委員会
	教養教育委員会 ——— 大学教育委員会
	入学試験委員会 ——— 入学試験実施委員会
	防 災 委 員 会 ——— 安全管理委員会
	保健管理センター委員会 ——— 保健管理センター運営委員会に位置づける
	開学50周年記念事業委員会 ——— 任務終了後、廃止
学長以外の教員が委員長又は議長となる委員会	学生生活協議会 ——— 学生生活委員会
	就職連絡会議 ——— 就職委員会
	授業料等減免選考委員会
	学 寮 委 員 会 ——— 学 寮 委 員 会
	学園ニュース編集委員会
	学生相談連絡会議
	体育施設委員会
	附属図書館商議会 ——— 附属図書館運営委員会に位置づける
	放射性同位元素委員会
	黒田講堂運営委員会
	大 学 開 放 事 業 (夢大学in TOYAMA)実施調整委員会 ——— 生涯学習教育研究センター専門委員会に位置づける
その他の委員会	事 務 協 議 会 ——— 事 務 協 議 会
	事務改善委員会 ——— 事務組織改善検討委員会
	事務組織改善検討委員会 ——— 総務委員会
	公務員宿舎委員会
	レクリエーション委員会
	網紀点検調査委員会
	事務情報化推進委員会
	広 報 委 員 会
	倫理・人権委員会

(2) 全学委員会組織図



(3) 全学委員会の主要な審議事項

委員会名	主 要 な 審 議 事 項
大 学 院 委 員 会	(1) 大学院に関する諸規則の制定及び改廃に関する事項 (2) 学長が諮問した事項
大 学 教 育 委 員 会	答申本文のとおり
入 学 試 験 実 施 委 員 会	(1) 入学者選抜に係る試験の実施に関する事項 (2) 学生募集要項に関する事項 (3) 大学入試センター試験の実施に関する事項
学 生 生 活 委 員 会	(1) 学生の補導及び厚生に関する事項 (2) 学生の授業料及び入学料の免除又は徴収猶予並びに寄宿料の免除に関する事項 (3) 体育施設の整備及び管理運営に関する事項
就 職 委 員 会	(1) 就職の相談及び指導に関する事項 (2) 就職に関する調査及び情報提供に関する事項 (3) 就職先の開拓等に関する事項
学 寮 委 員 会	(1) 寮生の入退寮に関する事項 (2) 寮生の生活補導に関する事項 (3) 寮生の保健衛生に関する事項
自 己 点 検 評 価 委 員 会	(1) 本学における点検評価の基本方針及び実施基準等の策定に関する事項 (2) 本学における点検評価の実施に関する事項 (3) 本学における自己評価の報告書の作成及び公表に関する事項
施 設 整 備 委 員 会	(1) 土地及び建物の長期整備計画に関する事項 (2) 土地の選定、建物の配置及びこれらの整備に関する事項
国 際 交 流 委 員 会	(1) 外国の教育・研究機関との間の学術交流の推進に関する事項 (2) 外国の高等教育機関との間の学生の交流に関する事項
安 全 管 理 委 員 会	(1) 安全管理に係る総括及び連絡調整に関する事項 (2) 組換えDNA実験に関する事項 (3) 廃液等による環境汚染の防止に関する事項 (4) 防災・防火に関する事項 (5) 放射性同位元素を使用する教育研究施設に関する事項
総 務 委 員 会	(1) 構内における交通問題の基本的方針に関する事項 (2) 発明に係る権利の帰属等に関する事項 (3) 事故の事実調査及び原因究明に関する事項 (4) 職員のレクリエーションに関する事項 (5) 黒田講堂の運営に関する事項 (6) 他の委員会に属さない事項
広 報 委 員 会	(1) 広報に関する基本的方策に関する事項 (2) 広報誌の編集及び発行に関する事項 (3) インターネットの活用に関する事項 (4) 情報公開に関する事項
倫 理 ・ 人 権 委 員 会	(1) 綱紀肅正に関する事項 (2) セクシュアル・ハラスメントに関する事項 (3) 倫理及び人権に関する事項
事 務 協 議 会	(1) 事務運営に関する事項 (2) 事務情報化の推進及び実施計画の策定に関する事項
事 務 組 織 改 善 検 討 委 員 会	(1) 事務の一元化、集中化に関する事項 (2) 事務の簡素化、効率化に関する事項

II 富山大学の教員人事の活性化の方策について

1 教員組織の在り方について

(1) 教員の任期制について

大学教員の流動化を促し、教育研究の活性化を図るため、「大学の教員等の任期に関する法律」が制定され、任期制の導入について検討することが各大学に求められている。これにつき本委員会では各学部及びセンターに任期制の導入に関する意見を求め、検討を行ってきた。その結果、

- ・富山大学の各学部及びセンターで行われている教育研究あるいは業務の内容は、学問の性格や学部あるいはセンターの特性により多岐にわたり、富山大学教員のどの職が「大学の教員等の任期に関する法律」第4条第1項第1号から第3号にいう任期を付すことができる場合に相当するかについてはさらに検討を重ねる必要があること、
- ・自由な教育研究を行うためには、教員の生活の安定性を確保する必要があること、
- ・任期制の導入に当たり、任期の満了する教員が異動先を確保するシステムが十分整備されていないこと、

等の問題があり、また公募制の採用や自己点検評価活動をとおして教育研究の活性化を図る方策も有ると考えられ、現状では富山大学において任期制を全学的に導入することは時期尚早と考える。

しかし、任期を付すことができると考えられる職、すなわち大学の教員には先端的、学際的あるいは総合的な教育研究が望まれ、そのために多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職（「大学の教員等の任期に関する法律」第4条第1項第1号）、自ら研究目標を定めて研究を行うことを主たる職務とする助手の職（同第2号）あるいは大学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う職（同第3号）が現状の富山大学においても有ると考えられることから、任期制の導入につきその可否を不断に検討することが必要である。このような検討をとおして、任期を付すことが適切と考えられる職については任期制の導入を図ることが望ましい。ただし、任期制の導入に当たっては、その前提として、教員選考の客観性及び透明性を高めること、また公正な業績評価システムを構築することが必要である。

なお、任期制の導入如何に関わらず、教育研究の

活性化という観点から教員の業績については定期的にその評価を行うことが重要であり、そのためにも公正な業績評価システムを早急に構築することが望まれる。

(2) 外国人教員の任期について

外国人教員の任期については、「任期を定め、又は定めないことができる。」ことを明文化するとともに、任期を定める場合の手続きについては、現行の「評議会の議に基づき、学長が定める。」を「教授会の議に基づき、学長が定める。」に改正することが望ましい。そこで、本委員会では別紙のような規則改正案を提案する。

なお、諮問事項①「教養教育充実のための方策」に関しては、すでに教養教育推進特別委員会等で検討されているところであり、また同②「弾力的な教育研究組織・体制の工夫」についても富山大学における将来計画や教養教育との兼ね合いの中で検討されるべきであると考えられるところから、この部分については答申の中から除外する。

2 教員選考の在り方について

富山大学における将来的な教育研究における理念に基づき、全学的な人事方針並びに基準を早急に確立することが必要である。この人事方針並びに基準に基づき、各学部及びセンターにおいては現行の教員選考方法の適否につき十分検討するとともに、各学部及びセンターにおける学問の性格、業務の内容あるいは特性等を考慮しつつ、その見直しを図ることが望ましい。

なお、全学的な人事方針並びに基準が確立されていない現状では、それに代わる教員選考の在り方に対する当面の原則的方策として、教員選考の客観性及び透明性を高めるため、

- ・公募制とする、
- ・選考あるいは決定に教授会構成員全員が平等に参加できるようにする、
- ・研究業績だけでなく教育業績も業績審査の対象とする、
- ・必要な場合には、選考あるいは業績審査の過程で関連研究分野の他学部教員の参加あるいは学外の専門家の評価を求める、

ことが望ましい。

(別 紙)

富山大学において任用する外国人教員の任期に關する規則改正案新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立又は公立の大学における外国人教員の任期等に関する特別措置法(昭和57年法律第89号)第2条第3項の規定に基づき、富山大学において任用される外国人教員の任期について定めるものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第2条 外国人教員の任期は、3年とし、再任を妨げない。</p> <p>(任期の特例)</p> <p>第3条 前条の規定により難い場合には、個々の評議会の議に基づき、学長が定めるものとする。</p>	<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立又は公立の大学における外国人教員の任期等に関する特別措置法(昭和57年法律第89号)第2条第3項の規定に基づき、富山大学において任用される外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)の教授、助教授、及び講師(以下「外国人教員」という。)の任期について定めるものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第2条 外国人教員は、任期を定め、又は任期を定めないうで任用することができるとができる。</p> <p>第3条 外国人教員を任期を定めて任用する場合には、その任期は、教授会の議に基づき、学長が個別に定めることができる。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成 年 月 日から施行する。</p>

Ⅲ 富山大学の情報公開の推進の方策について

1 富山大学の情報公開の基本的考え方

富山大学は公共的な機関であり、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(案)の目的に沿って、国民主権の理念にのっとり、国民の的確な理解と批判の下、公正で民主的な教育研究及び業務の推進を図るため、本学が保有する情報を広く社会に対して提供することは、本学の社会的責務と考える。この本学の責務を遂行することによって学内の情報の透明性を高め、内外から多様なそして建設的な意見を速やかに受け入れ、それらを日々の教育・研究・業務へ生かし、より一層大学を活性化することは本学にとって重要である。そのような意味から、富山大学は、以下に規定する一定の合理的理由に基づく不開示事項を除いて、本学が保有するすべての情報を積極的に公開するものとする。

2 より開かれた大学になるための情報公開の推進

富山大学は、広く一般国民に対して、大学の理念、それに基づく教育研究の目標や将来計画に関する情報、大学への入学や学習機会に関する情報、卒業生の進路状況に関する情報、大学での研究課題や成果に関する情報、大学の図書館や各種センター等の施設とその利用法に関する情報、大学が開催する公開講座や夢大学 in TOYAMA等を含む各種研修会やイベントに関する情報等、大学が保有する多様な情報を積極的に公表していくことが必要である。

国際化時代の今日、“いつでも、どこでも、誰でも”が富山大学の情報を容易に得ることができるようホームページをより一層充実したものにしていかなければならない。さらに、シラバスや自己点検評価の報告書等の刊行物のより一層の充実や、広報紙の利用者側に立った内容の整備等を早急に実施し、21世紀の多様化する社会に備えなければならない。このような不断の努力が名実ともに富山大学を開かれた大学へと改革し得る。

なお、富山大学が積極的に提供する情報の中には、本人の利益確保の観点から、本人のみに開示する情報が含まれる。ただ、大学入試の情報開示の問題については、現在国立大学協会の第2常置委員会で各大学からの意見を踏まえて国立大学共通の入試情報に関するガイドラインを作成中であるので、この部分については答申の中から除外する。

3 開示及び不開示情報の識別の「基準と範囲」

行政機関の一機関である富山大学は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(案)によって与えられた情報公開請求権を行使して国民が自分の見たい知りたい情報を公開することを請求した場合、開示・不開示を判断し、法令に従って迅速かつ的確に対応しなければならない。そのために、本学の情報公開の規則や具体的方針が明確にされなければならない。

なお、開示の対象物である「行政文書」とは、本学の教職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう)であって、本学の教職員が組織的に用いるものとして、本学が保有しているものをいう。

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(案)では、不開示情報の類型として、①個人に関する情報、②公にすることにより、(イ)法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、(ロ)国の安全、他国との信頼関係が害されるおそれがあるもの、(ハ)防犯その他公共の安全、秩序の維持に支障をもたらすおそれのあるもの、(ニ)行政機関内部・行政機関相互の率直な意見交換・中立的な意思決定が不当に損なわれるおそれのあるもの、(ホ)行政機関等における検査、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理等の事務・事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの、の6項目を提示している。ここで対象となる「行政機関」とは、法律等で定められた国の行政機関であるため、教育研究機関としての国立大学では、必ずしも6類型すべてが直接関係するものではない。そこで、国立大学の特殊性を考慮して、富山大学の不開示情報の類型を選択すると次のようになる。

- ① 個人に関する情報
- ② 法人に関する情報
- ③ 審議、検討又は協議に関する情報
- ④ 事務又は事業に関する情報

次にこれらを詳述する。

(1) 個人に関する情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により直接特定の個人が識別できたり、あるいは、他の情報と照合することにより、間接的に特定の個人が識別できるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

ただし、個人に関する情報の中でも以下のものは例外的に不開示情報から除く。

- (イ) 個人の権利利益の保護の観点から不開示とする必要が認められないもの
- (ロ) 個人の権利利益の保護を考慮しても開示する必要性が認められるもの
- (ハ) 法令の規定や慣行によって公にされている情報又は公にすることが予定されている情報
- (ニ) 職員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該職員の仕事に関する情報

(2) 法人に関する情報

法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、

- (イ) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- (ロ) 行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

である。

(3) 審議、検討又は協議に関する情報

大学としての最終的な意思決定前の審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益・不利益を与えるおそれがあるものである。

(4) 事務又は事業に関する情報

大学で行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの、しかも不開示の相当の理由があるものである。具体例としては次に挙げるものである。

- (イ) 監査、検査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの
- (ロ) 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、大学の財産上の利益や当事者としての地位を不当に害す

るおそれがあるもの

- (イ) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの
- (ニ) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの

4 情報開示請求に対する具体的方策に関する検討

(1) 情報の管理体制の整備

開示請求に対して、迅速かつ確に開示するためには、①情報の収集、②情報の分類と整理、③情報の管理・保存が厳密になされなければならない。これらの保存文書は管理台帳等に分類・整理し、さらに、管理台帳に記された項目についてデータベース化・ネットワーク化し自由に閲覧ができるように配慮することが望ましい。

(2) 情報公開委員会の設置

情報公開委員会を設置し、大学のすべての「行政文書」について、開示と不開示事項を識別の「基準と範囲」に従って分類・整理しておくことが必要である（それらの項目例については資料として添付しておく。）。

(3) 情報開示請求に対する対応

情報公開委員会において、開示請求の窓口と手続きの方法を明確に定めておくことが必要である。また、開示に対して請求者が不服を訴えた場合の対応についても情報公開委員会で十分検討しておかなければならない。

(資料)

行政文書の情報公開内容一覧（略）

〔参 考〕

富山大学大学改革推進委員会

次の事項について、別紙理由を添えて諮問します。

1. 富山大学の円滑な組織運営の方策について
2. 富山大学の教員人事の活性化の方策について
3. 富山大学の情報公開の推進の方策について

平成10年10月2日

富山大学長 時 澤 貢

(理 由)

教育研究の高度化・個性化・多様化、組織運営の活性化の方針の下に、高等教育の改革が叫ばれて久しくなる。この間、富山大学では、平成3年の大学設置基準の改正を契機として、カリキュラム改革を進めるほか、教養部を改組し、専門教育と教養教育の調和のとれたカリキュラム編成を行った。また、時代に即応した教育を推進するため、学科改組並びに大学院の新設及び改組充実を図るなど、さまざまな改革を行ってきた。

しかし、少子高齢化傾向の拡大、国際化、情報化、科学技術の発展、産業構造の変化など、わが国を取り巻く社会情勢の急激な変化に伴い、高等教育に対する社会や国民の期待と要請は、それにも増して極めて大きく、かつ、多様なものとなってきた。さらに、今日の厳しい財政状況は、国立大学の存立意義さえも問うようになってきている。

このような状況において、

- (1) 文部省では、平成9年1月「教育改革プログラム」を策定（平成9年8月及び平成10年4月に一部改訂）し、改革事項として、① 21世紀の大学像の策定、② 柔軟な高等教育の実現、③ 学術研究と科学技術の総合的展開の推進、④ 産学連携による研究の活性化の4点を掲げている。
- (2) 大学審議会においては、平成10年6月30日「21世紀の大学像と今後の改革方策について」の中間まとめを公表し、本年10月頃には答申が出され、所要の施策が推進される予定である。
- (3) 国立大学協会においても、平成9年11月13日開催の第101回総会において、各大学が大学の組織運営の在り方を再検討すること及び教員任期制の導入を含め、教員任用の刷新を図ること等を決議している。また、情報公開法の制定に対応するため、情報開示の審査基準を定めるためのガイドラインの作成について検討している。
- (4) また、富山大学自己点検評価委員会は平成10年6月24日、今後の課題として組織運営の改善について提言している。

以上のことから、大学審議会、国立大学協会並びに富山大学自己点検評価委員会の提言等に基づき、順次改革を進めていかなければならず、次の3点について具体的方策を検討する必要がある。

1. 富山大学の円滑な組織運営の方策について

大学審議会の中間まとめ「21世紀の大学像と今後の改革方策について」では、21世紀のあるべき大学の姿として、大学運営をより充実した機能的なものとするため、大学の組織運営体制の整備の必要性が提言され、また、富山大学自己点検評価において組織運営の改善が提言されている。

このことから、次の事項を中心に富山大学の円滑な組織運営について検討を行う必要がある。

- (1) 学長・学部長、評議会・教授会及び部局長懇談会それぞれの役割、権限等の機能分担の明確化
- (2) 評議会、教授会の運営の円滑化方策
- (3) 各種委員会の整理・統合

2. 富山大学の教員人事の活性化の方策について

平成6年9月発行の「富山大学の現状と課題」において、教員の採用、昇任の選考基準と方法や教員の採用と退職・転出状況等の調査結果を公表したが、若干の問題点の指摘に止まっている。

教育研究の活性化を図るためには、教員人事の活性化が肝要である。富山大学の将来像を踏まえて、全学的視野から教員組織の在り方について検討し、多様な経歴・経験をもつ者が切磋琢磨しつつ教育研究を活性化させることができるように、特色のある教員組織を作るための具体的な方策が求められている。

また、大学審議会の答申「大学教員の任期制について－大学における教育研究の活性化のために－」を受けて、平成9年8月に「大学の教員等の任期に関する法律」が施行され、教員の流動化による教育研究の活性化を図ることとされた。

このことから、次の事項を中心に富山大学の教員人事の活性化の方策について検討を行う必要がある。

- (1) 教員組織の在り方について
 - ① 教養教育充実のための方策
 - ② 弾力的な教育研究組織・体制の工夫
 - ③ 期間を限って教育研究に携わる者の受入れ
- (2) 教員選考の在り方について
 - ① 選考方法の在り方
 - ② 選考基準の在り方
 - ③ 業績評価の在り方

3. 富山大学の情報公開の推進の方策について

大学は公共的な機関であり、大学の教育研究活動に関する情報を社会に対して提供することは、大学の社

会的な責務であるとの指摘がなされている。

本学としても、「開かれた大学」を目指し、社会人の受入れ等入学者選抜方法の改善、各種公開講座、夢大学等地域社会への大学開放事業の実施、広報紙による情報提供等努力してきてはいるものの、21世紀に向けて大学と社会との関係はさらに緊密化するものと考えられ、大学の教育研究活動に対する正確かつ多岐にわたる情報提供への要求はますます高まっている。

大学審議会の中間まとめ「21世紀の大学像と今後の改革方策について」においても、こうした社会的要求に応え、国民の適切な理解を得るためにも、教育研究活動の状況やその成果、また、改革充実に向けた取組みの状況を広く社会に対して積極的に公表していくことが必要であるとの提言がなされている。

おりしも、国会に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(案)が提出され、平成11年4月の施行を目指している。

このことから、次の事項を中心に情報公開の推進について検討を行う必要がある。

(1) 情報公開法案への対応

(2) 開かれた大学になるための情報公開の推進

答申までの審議経過

[大学改革推進委員会]

- | | | |
|-----|----------------|--------------------------|
| 第1回 | 平成10年10月2日(金) | ・ 諮問
・ 委員長の選出 |
| 第2回 | 平成10年10月16日(金) | ・ 専門委員会の設置
・ 専門委員会の分担 |
| 第3回 | 平成11年1月22日(金) | ・ 審議 |
| 第4回 | 平成11年3月11日(木) | ・ 審議 |
| | 平成11年3月18日(木) | ・ 答申 |

[管理運営専門委員会]

- | | | |
|-----|----------------|-----------------|
| 第1回 | 平成10年11月10日(火) | ・ 委員長選出
・ 審議 |
| 第2回 | 平成10年11月18日(水) | ・ 審議 |
| 第3回 | 平成10年12月9日(水) | ・ 審議 |
| 第4回 | 平成10年12月16日(水) | ・ 審議 |
| 第5回 | 平成10年12月25日(金) | ・ 審議 |
| 第6回 | 平成11年1月7日(木) | ・ 審議 |
| 第7回 | 平成11年1月20日(水) | ・ 審議 |
| 第8回 | 平成11年2月18日(木) | ・ 審議 |
| 第9回 | 平成11年3月9日(火) | ・ 答申(案)審議 |

[教員人事専門委員会]

富山大学大学改革推進委員会規則

- 第1回 平成10年11月4日(水)
・ 委員長選出
・ 審議
- 第2回 平成10年11月16日(月)
・ 審議
- 第3回 平成10年11月30日(月)
・ 審議
- 第4回 平成10年12月7日(月)
・ 審議
- 第5回 平成10年12月24日(木)
・ 審議
- 第6回 平成11年1月11日(月)
・ 審議
- 第7回 平成11年1月20日(水)
・ 審議
- 第8回 平成11年2月1日(月)
・ 審議
- 第9回 平成11年2月2日(火)
・ 審議
- 第10回 平成11年2月22日(月)
・ 審議
- 第11回 平成11年3月11日(木)
・ 答申(案)審議

[情報公開専門委員会]

- 第1回 平成10年11月12日(木)
・ 委員長選出
・ 審議
- 第2回 平成10年12月1日(火)
・ 審議
- 第3回 平成10年12月8日(火)
・ 審議
- 第4回 平成10年12月24日(木)
・ 審議
- 第5回 平成11年1月8日(金)
・ 審議
- 第6回 平成11年3月1日(月)
・ 審議
- 第7回 平成11年3月4日(木)
・ 答申(案)審議

(設置)

第1条 富山大学(以下「本学」という。)に、富山大学大学改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、学長の諮問に応じて、本学の教育研究の一層の高度化、個性化及び活性化を推進するため、大学改革に関する事項を審議し、学長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 附属図書館長
- (3) 学生部長
- (4) 学部から選出された教員 各1人
- (5) 事務局長
- (6) 自己点検評価委員会各専門委員会主査

(任期)

第4条 前条第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の前任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学部長の中から選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(専門委員会)

第6条 委員会に、具体的事項を審議するため必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

3 専門委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

4 前各項に定めるほか、専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会及び専門委員会の庶務は、庶務部庶務課において処理する。

附 則

この規則は、平成10年7月30日から施行する。

富山大学大学改革推進委員会委員名簿

◎印は委員長を示す

人文学部長	鈴木敏昭	教育学部教授	宇井啓高
教育学部長	◎田中晋	経済学部教授	小松和生
経済学部長	古田俊吉	理学部教授	濱本伸治
理学部長	風巻紀彦	工学部教授	佐々木和男
工学部長	宮下尚	事務局長	水上修一
附属図書館長	小谷仲男	自己点検評価委員会教育活動専門委員会主査	山地啓司
学生部長	能登谷久公	自己点検評価委員会研究活動等専門委員会主査	中本昌年
人文学部教授	鈴木孝志	自己点検評価委員会管理運営専門委員会主査	山淵龍夫

〔管理運営専門委員会〕

教育学部長	田中晋	人文学部教授	鈴木孝志
経済学部長	古田俊吉	事務局長	水上修一
理学部長	風巻紀彦	自己点検評価委員会管理運営専門委員会主査	◎山淵龍夫
附属図書館長	小谷仲男		

〔教員人事専門委員会〕

教育学部教授	宇井啓高	工学部教授	◎佐々木和男
経済学部教授	小松和生	自己点検評価委員会研究活動等専門委員会主査	中本昌年
理学部教授	濱本伸治		

〔情報公開専門委員会〕

人文学部長	鈴木敏昭	学生部長	能登谷久公
工学部長	宮下尚	自己点検評価委員会教育活動専門委員会主査	◎山地啓司

廃液等による環境汚染防止対策について

(報 告)

平成11年3月19日

富山大学廃液等問題検討委員会

廃液等による環境汚染防止対策について（報告）

平成11年3月19日

富山大学廃液等問題検討委員会

委員長 長谷川 淳

富山大学では平素より関係法令を遵守し、学内に廃液処理施設を設け、教育・研究活動により生ずる各学部等の実験廃液等を適正に処理してきたところであるが、理学部廃液不正処理疑惑を契機として、更に環境保全の観点から廃液等に対する安全な取扱いの徹底を目指す必要がある。

二度と実験排水等による問題が発生しないよう、教職員・学生等への適正な処理について啓蒙するとともに、環境に配慮した学園づくりを目指し、地域に開かれた大学として教職員、学生が一丸となって取り組んでいかなければならない。

こうした状況の下、平成10年9月21日の評議会において、廃液等問題検討委員会が設置された。

本委員会では、平成10年10月23日（金）から7回の審議と、作業部会で6回の検討を重ねた結果、以下のとおり、防止対策等が必要であると認められるので報告する。

1. 不適切な廃液等処理の防止について

(1) 廃液等の安全管理の徹底方法

ア) 学生と教職員への啓蒙活動

○「実験廃液等の取扱い」に関する全学講習会の開催

平成11年度中に全学的な講習会を開催して、具体的な再発防止策の学内徹底をはかる。その際、専門家を招いて環境倫理、環境汚染防止の強化や最近法制化の動きがあるPRTR（環境汚染物質排出・移動登録）制度に関する啓蒙活動を実施する。なお、全学的な講習会を平成11年度以降も適宜実施する。

○「実験廃液等の取扱い」に関する学部講習会の開催

前後期が始まる前に、2年生、3年生、4年生、大学院前後期学生及び教職員を対象に、教育学部、理学部と工学部で「実験廃液の取扱い」と「毒物・劇物及び排水基準対象溶媒の管理方法」に関する実務的内容の講習会を開催する。その際、それらを取り扱う2年生以上の学生と各研究室から1名以上の教官が出席するものとする。

○学生に対する環境教育

教養教育総合科目の中で、環境倫理と環境保全に関する講義内容を充実させる。そのための教官団の組織化を早急に行う。

教育学部、理学部と工学部の学生を対象に、実験始めに講義（化学物質及び実験廃液と安全教育に関するもの）を行い、それと学部講習会を合わせて新しい教科名で単位化する。

イ) 実験廃液の分別収集

「実験廃液取扱いの手引き」を教職員及び4年生以上に配布する。また、実験廃液分別系統図（カラー版）を作成し、それを各実験室に掲示することにより分別収集の徹底を図る。その中で、有害化学物質を使用した器具の洗浄を3回以上行うこと、その洗浄水、有機溶媒の抽出水及び減圧濃縮装置の水槽内水を必ず専用ポリタンクに入れることを特に明記する。

ウ) 有害化学物質の管理方法

購入量、使用量、溶媒回収量及び廃液搬入量の記録簿を作成する。

毒物、劇物及び排水基準対象溶媒を使用した際には、実験を行った学生、教官は使用記録簿に記入する。

教官は定期的上記対象物質の使用量をチェックし、月末に使用量、在庫量と廃液搬入量を集計する。それらの管理結果を学部長に報告する。

エ) 代替溶媒への転換実績

排水基準対象溶媒を実験に使用することは極力控えるように指導する。代替溶媒への転換実績を学部長に報告する。

2. 有害化学物質の排水への流出防止について

(1) 既存排水設備の安全管理の徹底方法

ア) 排水溝、貯留槽の点検と清掃

教育学部、理学部と工学部等の化学物質を取り扱う部署では、定期的に排水溝、貯留槽の点検と清掃を行う。

イ) 水質監視室、貯留槽設備の正常作動管理

上記部署では、水質監視室に設置されているpH監視計及び貯留槽設備が正常に作動していることを定期的に管理する。

ウ) 有機溶媒の徹底回収

有機溶媒の排水への流出経路として、溶媒の減圧回収時、溶媒抽出時及び溶媒による器具の洗浄時の3つが考えられる。その際にでる廃液は必ず専用ポリタンクに入れて、廃液処理施設に搬入する。

(2) 学内排水監視体制の整備

ア) 監視体制の必要性

水質汚濁防止法は旧水質二法の制度上の欠陥(水質汚濁問題が発生、または発生する恐れが出てから対処)を改善するために制定された。これにより後追い行政といわれた旧制度を改善し、公共水域の水質汚濁の事前対策に万全を期したものである。本法の仕組みは、問題ある時は汚水処理方法の改善命令に加えて、排水の一時停止命令を出すことができるほど厳しいものである。このように排水基準値を遵守するべく、法律で強制されていることになる。また、排水を排出する者はその汚染状況を測定し、結果を記録しておかなくてはならないと定められている。排水を排出する者は、常にその排水の汚染状況について注意する義務を負っていることになる。

富山大学が「廃液垂れ流し疑惑」を二度と受けないためには、上記の廃液等及び既存排水設備の安全管理の徹底を図るとともに、学内排水監視体制を整備し、廃液を誤っても流さないよう強い決意で自らを律することが今求められている。

イ) 学内排水監視体制

○排水の汚染状態の測定義務

大学は実験に伴って廃液・排水を出すという立場からいうと、生産工場と同じである。工場は廃液・排水処理設備をもち、排水監視を自社の責任で行っている。このような排出者責任制度からいうと、大学は現状の依頼分析(2カ月に1回測定値を富山市に報告するのに必要)に加えて、早急に排水を定期的に学内監視する体制を整備する必要がある。

実験棟からの排水が常時監視されているという意識をもたせることにより、実験者に廃液の取扱いを厳守させ、これぐらいは流してもいいだろう

という間違った考えを改めさせることができる。また、水質汚染物質が検出された時には、迅速に対策を講じ、責任を明確にすることができる。

○監視方法

水質の汚濁状況を把握しておくためには、学内実験棟排水口数カ所(教育学部、理学部、工学部)の排水を毎月2回以上、現状の依頼分析項目以上を測定することが必要である。水質汚染物質が検出された時には、随時実験棟からの排水を再測定して排出経路を特定するように努力しなければならない。その時には、学外排水口付近でも測定することが必要である。

○排水の学内一括監視

排水を出している学部が排水を個別監視するには、測定者と分析料の負担の面で無理があるので、学内で一括監視することが必要である。当面は廃液処理施設が監視のうち分析業務を担当するのが適切であるが、将来的には全学委員会組織で検討すべきである。

現在、廃液処理施設には有害金属を分析できるICP発光分析装置が設置されているが、有害有機溶媒(ベンゼンと揮発性有機塩素化合物)等を分析できるガスクロマトグラフ質量分析計(パーティックトラップオートサンプラー付き)は学内に設置されていない。排水を学内監視するためには、まずこれを購入しなければならない。

ウ) 学内支援体制

廃液処理施設助手が排水分析を担当することによる過負担を避けるために、学内支援体制(学内人員の配置替え、技能補佐員及び会社派遣の廃液処理作業員のパートタイム雇用の人件費負担)の確立が必要である。

(3) 既設排水貯留槽の改善

ア) 廃液の過失排出対策の必要性

以上の諸対策を講じて、過失や事故等により有機及び無機廃液が流しから排出されてしまうことは皆無とはいえない。その時の短期的対策としては、既設の排水貯留槽を改善する方法が適切である。それらのうち有機廃液の過失による排出(過失排出)に対しては、既設貯留槽に曝気装置を付設することにより濃度を下げることができる。無機廃液の過失排出に対しては、凝集沈殿法及び活性炭・キレート樹脂吸着の対策法があるが、大

型・高価格のために既設貯留槽に付設するのは無理である。

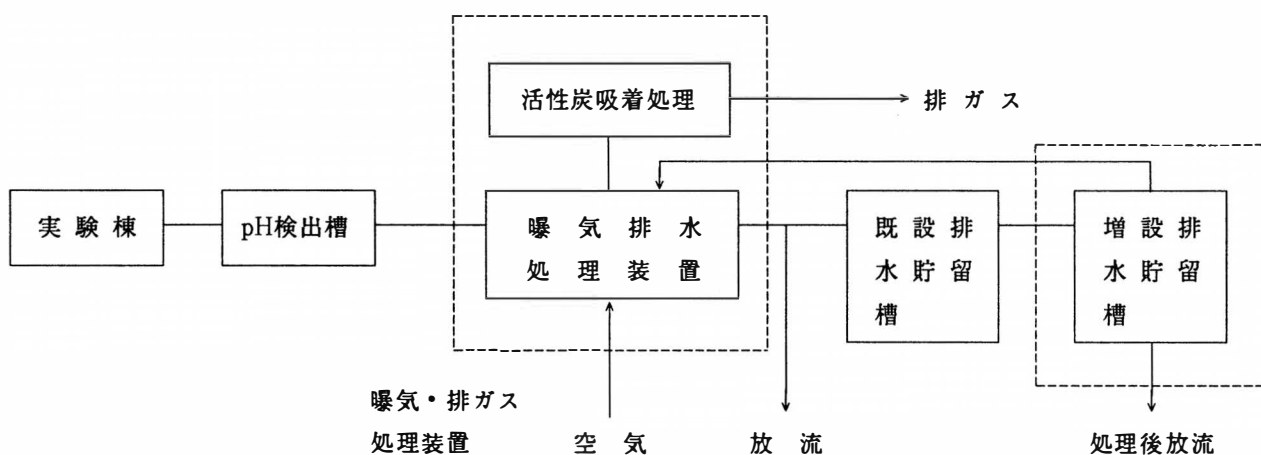
以上の点と富山大学では有機廃液が特に問題になっていることを考慮して、まず有機廃液が公共河川に直接でない対策を講じる必要がある。

イ) 既設の排水貯留槽の改善

過失排出された排水中の有機物濃度を下げるときの最も経済的な方法として、空気を吹き込む曝気法がある。ただ排水中に含まれる量が多い場合には活性炭を用いる排ガス処理が必要になってくる。次図に既設貯留槽に曝気・排ガス処理装置及び貯留槽を増設する排水処理システムの概略図を示す。濃度が高いほど曝気効率がよいので、曝気装置は排水の発生源にできるだけ近いところに設置するのが望ましい。この曝気装置はあくまで濃厚廃液が流出した場合に備えてその濃度を下げるときのものであり、すべての規制対象揮発性有機化合物の濃度を滞留中に排水基準以下に下げるのは困難である。濃厚廃液は短時間に排出すると予

想されるので、曝気法で濃度低減を行えば、放流までの間に他の排水との混合による希釈効果で排水基準に対応できると考えられる。貯留槽の増設は、ジクロロメタンのように曝気法では濃度が十分に下がらない場合に備えて、排水を一時的に貯留したり希釈効果を上げるためである。

曝気式排水処理装置と貯留槽の増設は、あくまで万が一有機廃液が過失や事故により排出された場合の対策である。これが設置されていることにより、過失排出された濃度の高い有機廃液が直接公共水域にでるのをかなり防止することができる。しかし、万全ではないので、実験廃液等の安全管理の徹底が非常に重要であることは論をまたない。排水貯留槽の改善の他に、長期的対策として有機及び無機排水を含めた全学的な集中排水処理施設が必要である。現在、五福及び工学部地区に有機排水処理施設を二カ所概算要求しているところであるが、今後も全学的な排水処理施設の設置に向けて最大限の努力を続ける必要がある。



排水処理システム（点線枠内は増設分）

3. 環境保全及び安全管理に係る全学委員会組織の設置

ア) 全学委員会組織の必要性

全国の国立大学の排水・廃棄物の管理体制を調査したところ、多くの大学は環境保全委員会あるいは環境安全委員会のような全学的組織を設置し、廃液処理施設の運営及び実験廃液等の取扱い指導を行っている。さらに構内の排水分析を自主的に行い、排水の学内監視をしている大学も見受けられる。本学でもこれらに積極的に取り組んでいる大学を見習って、全学委員会組織を設置し、排水に問題ある時は

全学的立場から分析結果を点検し、是正措置を講じていかなければならない。

イ) 全学委員会組織

廃液等及び排水設備の安全管理と排水監視体制を含む全学委員会組織の設置が是非必要である。任務としては、廃液・排水、有害化学物質、産業廃棄物、大気環境、悪臭、騒音等が対象になる。

組織図については種々考えられるが、大学として最適な運営形態について早急に検討を始めなければならない。その中で廃液処理施設が全学及び学部講

習会、環境教育と学内排水分析に取り組めるように、人的及び金銭的学内支援を組織化の中で十分に考慮すべきである。それが困難な時には、有機廃液の外部委託処理や外注処理に向けて廃液処理施設運営委員会で検討を始める必要がある。

全学委員会が十分な機能を果たすためには、環境計画（Plan）→実施（Do）→点検（Check）→対応

（Action）の環境管理システム（ISO 14001規格）に従って、問題ある時に迅速に対応がとれるように各学部への注意、立入り検査及び改善命令権をもたせることが大切である。このようなシステムを円滑に動かすことによって、排水に対する各学部の責任体制を明確にすることができる。

廃液等問題検討委員会審議日程

第1回委員会	平成10年10月23日（金）
第2回委員会	平成10年11月13日（金）
第3回委員会	平成10年11月27日（金）
第4回委員会	平成10年12月11日（金）
第5回委員会	平成10年12月25日（金）
第6回委員会	平成11年1月8日（金）
第7回委員会	平成11年1月22日（金）

廃液等問題検討委員会名簿

職 名	氏 名	職 名	氏 名
人文学部助教授	村井文夫	理学部助教授	○笠原一世
人文学部助教授	田村俊介	工学部教授	○加藤勉
教育学部教授	○竹内茂彌	工学部教授	石原外美
教育学部教授	手塚昌郷	水素同位体機能研究センター助教授	波多野雄治
経済学部助教授	渡邊知行	地域共同研究センター講師	米山嘉治
経済学部講師	内田康郎	廃液処理施設長（工学部教授）	◎長谷川淳
理学部助教授	若杉達也	計 13 名	

◎は委員長，○は作業部会委員を示す。

学 長 補 佐 の 就 任

学長補佐に能登谷久公学生部長並びに小澤 浩人文学部教授が就任

平成11年4月1日付けで、能登谷久公学生部長並びに小澤 浩人文学部教授が学長補佐に就任されました。任期は、平成11年4月1日から2年間。両氏の主な経歴及び抱負は次のとおりです。



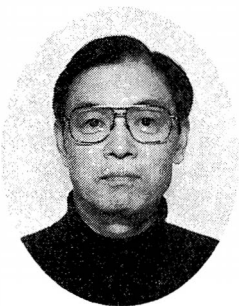
能登谷学生部長は、昭和36年3月に富山大学工学部を卒業後、同4月に富山大学工学部助手に採用され、講師、助教授を歴任後、平成3年4月教授に昇任され、現在に至っています。

平成9年5月から学生部長に併任されています。

専門は、生産精密加工学、富山県出身。

（就任の抱負）

この度、学生部長兼任の学長補佐を拝命することとなりました。従来、大学は自由な研究と教育の場でありましたが、進学率の向上によって、同年代の二人に一人が大学に進学し、その70%を私学が教育するようになり、経費の約3/4が国費である国立大学は、外部から厳しい評価を受ける時世とになりました。非力ではありますが、大学運営の透明性の確保、各分野の研究の活性化並びに多様な学生に対する教育の実施に向けて努力を重ねて参りたいと考えております。



小澤教授は、昭和38年7月国際基督教大学教養学部を卒業、同46年3月東京教育大学大学院文学研究科修士課程を修了、同51年3月東京教育大学大学院文学研究科博士課程を単位取得退学後、同年4月富山医科薬科大学医学部助教授に採用され、平成元年4月富山大学人文学部教授となり、現在に至っています。

この間、平成5年5月から同7年5月まで評議員を、同年5月から同9年5月まで人文学部長を、同年5月から同11年5月まで評議員を併任されています。

専門は、近代日本宗教史、富山県出身。

（就任の弁）

私は、これまで、評議会などではかなりアウトサイダー的な役割を演じてきたので、学長から要請があったときには、正直言ってわが耳を疑った。それに、もう6年間も役付きの仕事をしてきて、心ならずも、自分の研究や学生たちを相当犠牲にしてきたので、殆ど考慮の余地はなく、「せっかくだが」と、一度は即座にお断りした。ところが、お前のような危険人物が指名されるということは、それだけ富山大学の直面している危機の深さの現れなのだから、この際目をつむって飛び込んでいくべきだという友人たちの「正論」に抗し切れず、あえて火中の栗を拾うことになった。

学長補佐というからには、文字通り学長の手足となることを意味する。その限りで、これからは、苦手とするインサイダーに徹しなければならない。しかし、そのことはもちろんイエスマンになることではあり得ない。第一、それでは学長の期待を裏切ることにもなろう。その意味で、舞台では黒子に徹し、これまでのカタキ役はもっぱら舞台裏で演じればよいのだ、と自分に言い聞かせている。それにしても、これからは酒の量がまたまた増えていきそうである。



編 集 富山大学庶務部庶務課
富山市五福3190
印刷所 あけぼの企画株式会社
富山市住吉町1丁目5-18
電 話 (24)1755(代)